



2023年2月2日

各 位

会社名 双日株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤本 昌義
(コード番号：2768 東証プライム市場)
問合せ先 広報部長 柳沢 洋一
電話番号 03-6871-3404

従業員持株会を通じた株式付与のための自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社従業員持株会の会員である当社従業員に対して、本持株会を通じた当社普通株式の付与を行うことを決定し(かかる当社普通株式の付与のためのスキームを、以下「本スキーム」といいます。)、下記のとおり、本持株会を割当予定先として、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」または「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 払込期日	2023年5月26日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 250,000株(注)
(3) 処分価額	1株につき2,586円
(4) 処分価額の総額	646,500,000円(注)
(5) 処分方法(割当予定先)	第三者割当の方法によります。 (双日社員持株会 250,000株)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件といたします。

(注) 双日社員持株会(以下、「本持株会」といいます。)は、2023年2月2日開催予定の持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて、当社従業員に対して本持株会への入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。上表記載の処分株式数(250,000株)は、入会プロモーションの対象となる当社従業員の全員が本持株会に入会した場合における本持株会の会員(以下「持株会会員」といいます。)の想定最大数(2,500名)に対し、一律で当社普通株式100株を付与すると仮定して算出した数であり、実際の処分株式数は、入会プロモーション終了後の持株会会員数等に応じて減少する可能性があります。なお、本スキームにおいて、本持株会を通じて持株会会員に付与する当社普通株式数は1名あたり100株とし、その一部のみの付与は行わないものとします。

2. 処分の目的および理由

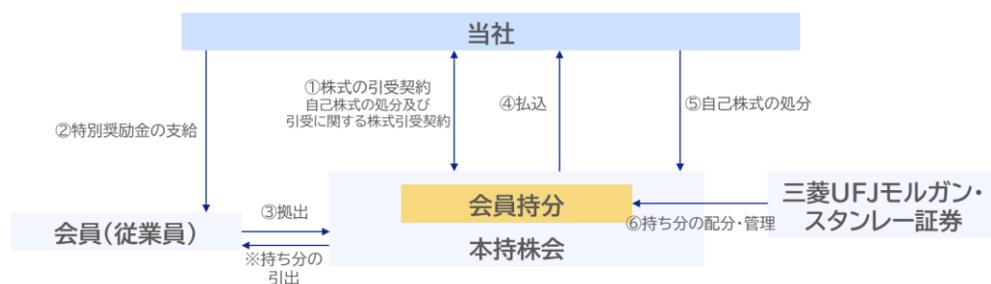
当社は、2021年4月より「中期経営計画2023～Start of the Next Decade～」の達成に向け取り組んでおり、その結果、当社グループの今年度の業績は当期純利益1,000億円を超過できる水準でここまで順調に推移しております。この進捗を受け、追加的な特別報酬として、持株会会員である当社従業員に対して本持株会を通じて1人あたり当社普通株式100株の付与を行うことを決定致しました。当社は、本スキームにより、今年度の成果を従業員と分かち合うとともに、従業員に持続的な企業価値向上に向けた意識を醸成することを企図しております。

本スキームにおいて、当社は、本持株会を割当予定先として第三者割当による自己株式処分（本自己株式処分）を行うこととし、持株会会員は、当社が当該持株会会員に支給する特別奨励金のうち当社普通株式の取得資金に相当する分を本持株会に拠出し、本持株会が各持株会会員から拠出された特別奨励金を当社に対して払い込むことで本自己株式処分に係る当社普通株式を取得します。

処分数量は、発行済株式総数に対し0.10%（小数点第3位を四捨五入、2022年9月30日現在の総議決権個数2,287,887個に対する割合は0.11%）と、本自己株式処分により生じる希薄化は軽微です。

本自己株式処分は、今年度の成果を従業員と分かち合い、持続的な企業価値向上に向けた意識を醸成することを企図して実施する本スキームの一環として行うものであることを踏まえれば、その処分数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。

<本スキームの仕組み>



- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受に関する株式引受契約を締結します。
- ② 当社は持株会会員に特別奨励金を支給します。
- ③ 持株会会員は支給された特別奨励金のうち当社普通株式の取得資金に相当する分を本持株会に拠出します。
- ④ 本持株会は持株会会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当について払込みを行います。
- ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。
- ⑥ 自己株式の処分により本持株会に割当てられた当社普通株式は、本持株会が持株事務を委託している三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を通じて、本持株会の会員持分として配分・管理されます。

※ 本持株会の会員は、自身の持分相当の当社普通株式については個人名義の証券口座に任意に引き出すことができます。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日(2023年2月1日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,586円としております。取締役会決議の前営業日の当社普通株式の終値を採用することにしたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員(5名、うち3名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上